



第 1 章

計画の策定に あたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「食」は私たちが生きていく上で、毎日の生活に欠かせないものであり、命の源であります。人は長い歴史の中で経験を重ね、その地に最も適した食を選択し、文化を築き、食による生きる力を育んできました。

しかしながら、社会状況がめまぐるしく変化する中、ライフスタイルや価値観が多様化し、食を取り巻く環境も大きく変化しています。家庭の中で行われてきた調理や食事を家庭外に依存する外部化等により、いつでもすぐに食べ物を手に入れられる環境の中で、食を意識することや感謝する気持ちが薄れてきています。また、偏った食品の取り方や食習慣の乱れによる肥満や生活習慣病などの増加、家族で食卓を囲む機会の減少によるコミュニケーション不足など、さまざまな問題が生じています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、接触機会低減や外出の自粛により、食を含めた私たちの生活は大きく変化しました。

このような状況の中、生涯にわたって心身ともに健康でいきいきとした生活を送るために、人の生活には食が密接に関係しているということを再認識する必要があります。

「食育」は、市民一人ひとりが自らの食について考える習慣を身につけ、食に関する知識と食を選択する力を習得することで、心身ともに健全な食生活を実践し、郷土への愛着や感謝の心を育む取り組みです。

勝山市においても、平成20年3月に「勝山市食育推進計画」、平成24年3月に「第2次勝山市食育推進計画」、平成30年3月に「第3次勝山市食育推進計画」を策定し、市民、関係機関、団体等と勝山市が連携して食育の推進に取り組んできました。

食にかかわる情勢が変化していく中でさまざまな課題に対応し、引き続き総合的かつ計画的に食育を推進するために、より効果を高める取り組みを重点化し、今後5年間の食育推進における目標と方向性を明確に示す「第4次勝山市食育推進計画」を策定しました。

《食育とは》

「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通して食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」とされています。

(食育基本法より)

2 計画の位置づけ

本計画は、「食育基本法」第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として、国の「第4次食育推進基本計画」や県の「第3次ふくいの食育・地産地消推進計画」を踏まえながら、勝山市の食育の推進に関する基本的な方針と具体的な取り組みについて定めるものです。

また、地域の農林水産物の利用を促進するために、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」第41条第1項に基づく促進計画を兼ねる計画とします。

なお、本市の行政運営の指針である「第6次勝山市総合計画」はもとより、「すこやか勝山健康づくりプラン（第4次勝山市健康増進計画・勝山市自殺対策計画）」をはじめとする関連計画との整合および連携を図りながら、食育の取り組みを効果的に推進します。

3 計画の期間

本計画は、令和5年度からの5年間で計画期間とし、令和9年度を目標年度とします。

なお、計画を推進していく過程において、国・県の方針変更等、社会経済情勢の変化を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて内容を見直す場合があります。

4 SDGsへの寄与

SDGsは、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された、令和12年（2030年）までに達成すべき持続可能な開発目標です。

SDGsの目標には「目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」などの食育と関係が深い目標があります。

本計画においても健全な食生活の実現や食文化の継承など、SDGsの目標達成への貢献を見据えた取組の推進を図ります。



5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内関係課で構成する「勝山市食育推進連絡会議」において協議・検討を行ってきました。

また、食育に関係する団体や食育ボランティアの代表者、関係機関、教育機関の代表者などで構成する「勝山市食育推進会議」において、計画の策定や食育の推進に向けた意見をいただきました。

さらに、令和3年度には市民1,400人を対象にした「食育アンケート」を、令和4年度にはパブリック・コメントを実施し、市民の意見を反映するよう努めました。

